



悪質自転車に安全講習＝改正道交法、平成27年6月1日施行
－ 14歳以上が処罰の対象 違反2回で受講義務－

「スマートフォンを使いながら自転車で登校していたら講習に呼び出されることになってしまった。」なんてことになる事態が起きる!?

改正道路交通法では、14の“危険行為”が取締りの対象となり、3年以内に2回以上摘発された悪質な自転車の利用者に対し、安全講習への参加が義務づけられる。

- ①信号機の信号等に従わないこと
- ②道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行すること
- ③歩行者のため通行禁止が標識で表示されている道路を歩行者に注意して徐行しないこと
- ④歩道と車道の区別のある道路で車道を通行する等の通行区分を守らないこと
- ⑤路側帯を歩行者の通行を妨げるような速度や方法で進行すること
- ⑥遮断機が閉じようとしている時、閉じている時、警報機が鳴っている間に踏切に入ること
- ⑦交通整理の行なわれていない交差点で他の車両の進行を妨害すること
- ⑧交差点で右折するとき他の車両の進行を妨害すること
- ⑨環状交差点で他の車両の進行を妨害すること
- ⑩指定場所で一時停止しないこと
- ⑪歩道を走る際に指定部分を徐行せず、また歩行者の通行を妨げるとき一時停止しないこと
- ⑫制動装置等を備えていない自転車を運転すること
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転の義務の規定に違反する行為

あいまいなのが、「⑭安全運転の義務の規定に違反する行為」これは、道路交通法の「車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない」という定めに対する行為のこと。

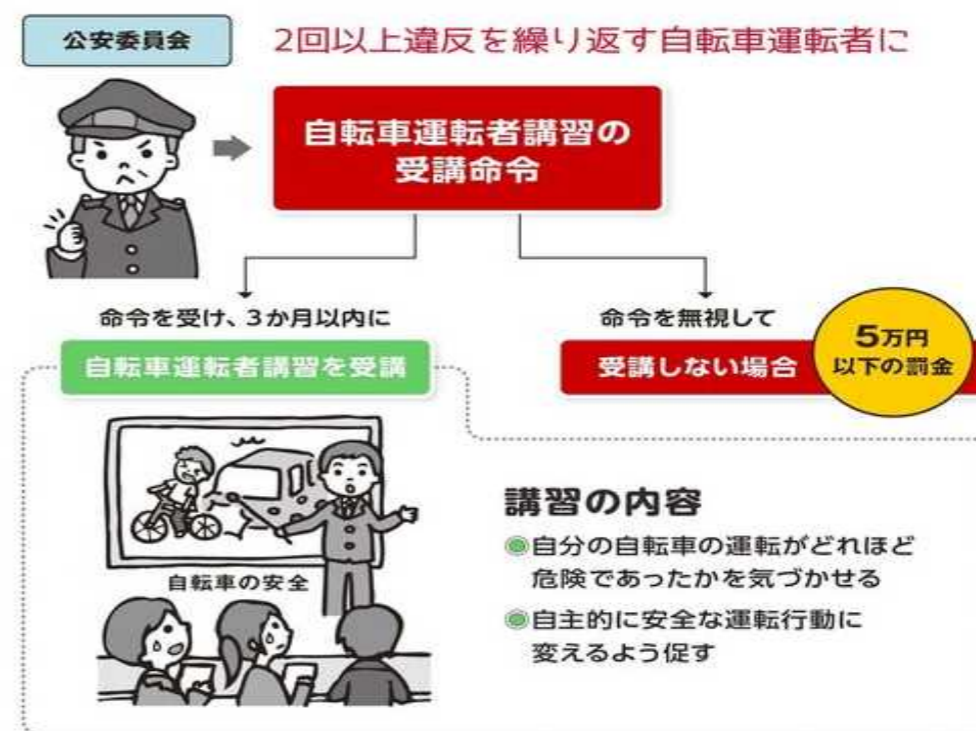
要するに

- ・スマホ片手に画面を見ながらの運転
 - ・イヤホンで音楽を聞きながらの運転
 - ・おしゃべりしながらの並走運転
 - ・手放し、荷物を持ちながらの片手運転
 - ・信号、一時停止無視
 - ・傘差し運転 ・ 2人乗り
- すべてアウトということ。

ほかにも、

整備不良、無灯火、遮断踏み切り立ち入りなどがあり、歩道通行も13歳以下と高齢者に限られる。

「知らなかった」ではすまされない。



上記危険行為をおこない、摘発（キップ）や事故を3年以内に2回以上繰り返した場合、都道府県の公安委員会が「自転車運転者講習」を受けるよう命令。3時間の講習で、テストはもちろん、感想文まで書かされ、5700円支払わなければならない。通知から3か月間応じないと5万円以下の罰金。対象は14歳以上。新ルールの導入は自転車事故が絶えないため、2014年自転車当事者になった事故は約11万件、死傷した人の6割以上がルール違反の危険運転だったそうです。

地域の方々は、みなさんを見えています

